

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第461号

2011年3月10日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会长 畠山 閥之

職員の採用試験に関する件に係るコンピュータ処理について（答申）

2011年3月10日付けで質問（第461号）された職員の採用試験に関する件に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり（3）の対象手続のコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

（1） 質問に至る経過

本市では、インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、神奈川県及び県内31市町村（川崎市、横須賀市を除く。）と電子自治体共同運営事業を進めている。

この電子自治体共同運営事業において、利用者本人が、インターネットによる利用者登録を行うとともに、電子申請・届出システムを利用してオンラインで行政手続を行うため、コンピュータ利用について質問するものである。

（2） コンピュータ処理を行う必要性について

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、本人の利用者情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には、利用者IDが交付され、本人が指定したパスワードと併せてログインすることで、システムを利用することが可能となる。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、事務を24時間365日、インターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(3) 対象手続（記録の名称）

対象手続は、「職員採用試験申込書」である。

対象手続については、書面でも受付しているが、電子情報処理組織を使用して、届出を受け付けるものである。

(4) 電子申請・届出システムで取扱う個人情報について

電子申請で取扱う情報は、従来の書面による申込書の情報にメールアドレスを追加する。

取扱う個人情報は、申込者の試験区分、氏名、生年月日、年齢、性別、現住所、電話番号、連絡先住所、連絡先電話番号、学歴、国籍、職歴、資格・免許、受験歴、メールアドレスとなる。

ア 申込書情報は、自治体ごとにデータベースに格納・管理する。

イ データベースに格納された申込書情報は、申込先の業務担当者以外は参照・修正ができない。

ウ 業務の担当者は審査等にあたり、担当事務の申込書情報を取扱う。

エ システム利用者は、必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会できる。

(5) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月10日付け諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

ア 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム（代表事業者：日本電気株式会社 神奈川支社 支社長）と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取り扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

イ ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F／W）等により十分に確保されて

いる。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

ウ 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。①入室の事前申請、②作業決裁権者による承認、③施設警備員による写真付身分証の確認、④ワンタイムICカードの交付、⑤生体認証。

また、ラックの鍵は施設管理者が管理しており、必要なときに必要なラックのみにしか触れない管理を実施する。

エ 管理基準

プライバシーマーク及びISMにに基づき「セキュリティ基本方針」「セキュリティ実施規程」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・Saasにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した運用を実施する。

(6) 実施年月日

2011年4月1日（予定）

(7) 提出資料

- ア 個人情報取扱事務届出書
- イ 藤沢市職員採用試験受験案内
- ウ 藤沢市職員採用試験申込書
- エ 藤沢市職員採用試験受験票
- オ 電子申請・届出システム申込書画面（案）
- カ 電子申請・届出システム受験票画面（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、事務を24時間365日、インターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負

担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができる。また、本件の対象手続は職員採用試験申込書であり、その性質上電子申請・届出システムを利用しても問題はない。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月10日付け諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

ア 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム（代表事業者：日本電気株式会社 神奈川支社 支社長）と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取り扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

イ ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F／W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、LGWANの通信についてもF／Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF／Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

ウ 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。①入室の事前申請、②作業決裁権者による承認、③施設警備員による写真付身分証の確認、④ワンタイムICカードの交付、⑤生体認証。

また、ラックの鍵は施設管理者が管理しており、必要なときに必要なラックのみにしか触れない管理を実施する。

エ 管理基準

プライバシーマーク及びISMにに基づき「セキュリティ基本方針」「セキュリティ実施規程」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準

拠した運用を実施する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以上